

## 「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」 が策定されました

近年、商業施設内の遊戯施設において骨折等の消費者事故等が発生していることを踏まえ、経済産業省は、「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」を策定しました。

商業施設事業者にあつては、本ガイドラインを踏まえ、自社の施設内に設置された遊戯施設の安全対策に万全を期すよう配意願います。

### ○ ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、

- ・ 商業施設事業者が遊戯施設を設計・設置・運営する場合
- ・ 商業施設事業者が遊戯施設をサービスとして提供するテナントと契約する場合
- ・ 商業施設事業者が臨時に遊戯施設の設置・運営を委託する事業者（イベント会社、リース会社等）と契約する場合

のそれぞれにおいて、商業施設事業者が取り組むことが望ましい事項を示しています。

具体的には、設計・設置、テナント等の提携先の選定、点検・保守、事故対応、再発防止、マニュアルの整備等について定めています。

「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」は、こちらからご覧いただけます。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603003/20160603003.html>

《経済産業省》「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」を策定しました

問合せ先 生活文化局消費生活部生活安全課

TEL 03-5388-3082